

番 号	28請願第3号 (文教委員会付託)
受理年月日	平成28年6月9日
件 名	生涯学習センター条例と三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の 手続等に関する条例及び社会教育法との関連について
提 出 者	三鷹市在住 佐藤 壽
紹介議員	増田 仁
要 旨	
<p>〔趣旨〕</p> <p>三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内の3施設（三鷹中央防災公園、三鷹市総合スポーツセンター、三鷹市生涯学習センター）の指定管理者に、市の外郭団体である公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団を指定管理者に指定しようとしている。</p> <p>社会教育会館は、新施設移転後も「社会教育法」に基づく社会教育施設（公民館）として存続を要望したが、生涯学習センター条例補足2（社会教育会館条例の廃止）が決まった。しかし、社会教育は継続してその適用が確認され、平成24年生涯学習プラン2022で定義の市民大学総合コースは公募市民による企画委員会を積み上げて講座をつくっていくものである。「自主グループ企画講座講師派遣事業」「高齢者自主グループ企画講座講師派遣事業」「障害者自主グループ企画講座講師派遣事業」「むらさき学園」等も生涯学習センターに継承してゆくことになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法の継承 <p>社会教育法第3条及び12条の規定に基づき地方公共団体の役割を果たしてゆくことが要請されている。（パブコメ回答ナンバー23）。</p> <p>日本では、戦後民主化政策のもと、教育の権力からの自由が宣言され、公権力が担う行政政策は教育内容には踏み込まず「条件整備」の義務があわせて宣言されることになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法第3条「国及び地方公共団体の任務」とし、全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、みずからの実際生活に即する文化的教養をつくる環境を醸成するよう努めねばならない。 <p>施設、設備、教材講師招聘謝礼等これらの費用を自治体が負担し環境の醸成（予算</p>	

手配) することが自治体の任務であることが確認された。

・社会教育法第12条（社会教育関係団体と自治体）「国及び地方公共団体は、社会教育団体に対しいかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、またその事業に干渉を加えてはならない。」としている。つまり、市民の自由な社会教育活動を自主的に発展するよう奨励するが、同時にそれに対し統制や干渉を加えないよう地方自治体へ法律は警告している。それに呼応して、第3条及び第12条に対する三鷹市教育委員会の回答（パブリックコメントナンバー24）で引き続き社会教育法第3条、第12条の規定に基づき地方公共団体の役割を果たしてゆきますと記述されています。

・市民参加と協働のまちづくり

協働のまちづくりの名目や第7条の利用者懇談会において、市民の活動や教育の内容について行政や指定管理者が踏み込んではいないことを確認する。指定管理者は利益追求団体であり、また、予算編成権（環境の醸成）にはなじまず、自治体の任務である環境の醸成は自治体そのものが負担（直営）すべきである。現在の総合コースで自治体が行う講師契約交渉等も自治体の業務として継続願いたい。

2 指定管理者について

社会教育は指定管理者と利害が一致しない点が出るので、それを解決するのは指定管理者指定手続条例第2（2となるので今後とも話し合いたいと考える。）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を告示して、指定管理者の候補者を公募するものとする。

- (1) 公の施設の名称、設置の目的、規模その他の概要
 - (2) 指定管理者が公の施設を管理する業務の範囲
 - (3) 指定管理者の指定を受けるために必要な資格
- (以下略)